

苦小牧市中小企業振興条例が施行されました

産業都市としての発展を遂げる本市には、8千を越える事業所があります。そのうち約99%を中小企業が占めている状況にあり、中小企業はまさに本市産業の中核的な役割を果たしております。そこで、中小企業の振興に関する基本理念や各主体の責務を明確にし、地域全体で中小企業の振興を推進することにより、本市の産業および経済の発展並びに市民生活の向上に寄与することを目的として、本条例が制定されました

条例の主な内容

※各条文の要旨です

基本理念（第3条）

- 中小企業の振興は、各主体が協働して推進すること
- 中小企業の振興は、中小企業者等の創意工夫と努力を尊重して推進すること

市の責務等（第4条・第11条）

- 中小企業振興施策の策定・実施に努めること
- 中小企業者等の受注機会の増大に努めること

中小企業者等の責務（第5条）

- 経営の革新、経営基盤の強化、経営の安定を図るよう努めること
- 雇用の創出、事業活動に必要な人材の育成・確保に努めること

経済団体の責務（第6条）

- 中小企業者等の経営の改善や起業者の育成への支援に努めること
- 中小企業者等の連携や組織化等の促進に努めること

大企業者の責務（第7条）

- 中小企業者等との連携や協力、地域経済への配慮に努めること
- 中小企業振興の重要性を理解し、施策への協力を努めること

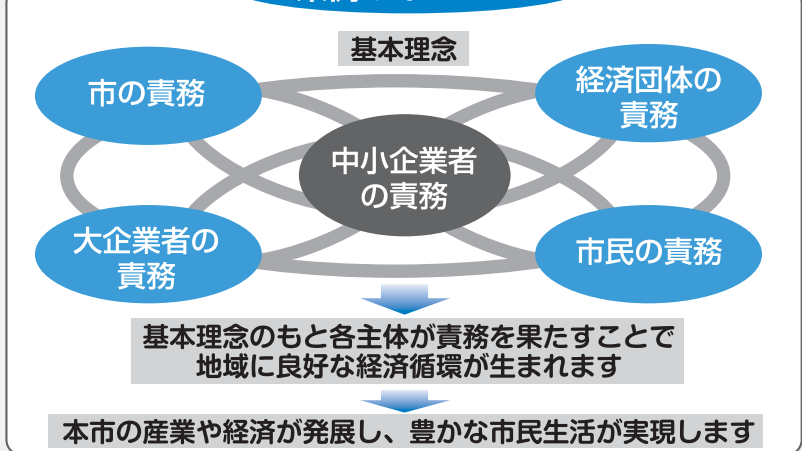
市民の責務（第8条）

- 市民生活における中小企業振興の重要性の理解に努めること
- 中小企業者等の商品等を利用することにより、中小企業振興への協力を努めること

中小企業振興審議会（第12条）

- 中小企業振興に係る基本的事項を調査審議する機能を果たすこと

条例のイメージ



詳細 商業観光課 ☎32-6445

本条例の全文は、ホームページでご覧になれます。HPで商業観光課 [検索](#)

市営住宅入居希望募集

募集期間 6月3日(月)～7日(金)

申込住宅 市営住宅のみで別表のとおり

※今後空くことが予想される戸数

申込資格 入居する家族全員の収入総額が基準内にあり、現に住宅に困窮していることが明らかで次の①～③のいずれかに該当する方

①同居する親族がいる方(内縁関係および同居許可日から3カ月以内に入籍できる婚約者を含む) ②現在公営住宅に入居している高齢者が身体障がい者などで、階段の昇り降りが困難などの理由で住み替えを希望する方

③単身者で ●57歳以上の方(50㎡以下または2DKの住宅) ●57歳未満で現在働いているか、近く働く予定がある方、精神障害者福祉手帳、療育手帳を有する方DV被害者の方(50㎡以下または2DKの中層住宅3階以上)

上または耐火構造2階建) ●57歳未満で、階段の昇り降りが困難な身体障がい者(1級～4級)の方(50㎡以下または2DKの中層住宅1・2階およびエレベーター付き住宅または簡易耐火構造2階建) ※年齢は4月1日現在

申込書配布 6月3日(月)～7日(金) 住宅課、勇弘・のぞみ出張所、沼ノ端コミセン

申込方法 6月7日(金)までに入居申請書に住宅課へ直接または郵送(消印有効) ※フアクスは不可

留意事項 申し込みは1世帯1戸(重複申し込みの場合はすべて無効) ●入居申請書には申込住宅番号を必ず記入 ●入居する順番は抽選により決定(母子世帯・老人世帯・身体障がい者世帯・多人数世帯向けの特定目的住宅については、困窮度調査を実施し、困窮度の高い順に入居者を決定) ●一般募集の

抽選回数は、通常1回ですが、入居申請時の困窮度調査により困窮度の高い方については2回抽選とします。高齢者世帯(65歳以上の方がいる世帯)、母子世帯、身体障がい者世帯(身体障害者手帳1～4級)、過去3年以上連続して申し込みしている世帯の4年目以降は1回優遇、過去6年以上連続して申し込みしている世帯の7年目以降は2回優遇し、最大4回抽選。複数回抽選の場合は順位の高い方を採用 ●空き住宅が出た場合、入居登録により資格審査に必要な書類を提出 ●資格審査(収入基準など)の結果、住宅に入居できない場合あり ●入居申込者(同居者を含む)が暴力団員である場合は入居不可 ●中層住宅の1・2階部分は高齢者(60歳以上)の方や身体障がい者(1級～4級)など階段の昇り降りが困難な方のある世帯に限る

詳細 住宅課 ☎(32)6316

市長コラム

実践躬行

苦小牧市長 岩倉博文

広がるつながる 交流の輪

4月8日～10日の日程で、姉妹都市であるニュージブランドのネーピア市より、アーノット市長を団長とした訪問団が来苦されました。市職員による歓迎に始まり、サンガーデンで幼稚園児との植樹、博物館見学、歓迎レセプションなど、短い日程でしたが苦小牧での3日間を楽しんでもらおうと、心を込めたおもてなしをさせていただきました。

苦小牧市とネーピア市は、両港をきっかけに経済界の交流が発展し、まちぐるみで姉妹都市への気運が高まり、昭和55年に締結しました。締結以前から、JIC同士の交流も活発化し、理事長として私も5周年、10周年にネーピア市へ訪問しました。また、八重桜の植樹に参加した苦小牧ピノキオエンゼル幼稚園では相互に講師派遣を行うなど、多岐に亘る分野へ交流の輪が広がっています。

市では、これまで育んだ交流の芽を途絶えさせないよう、民間団体などの交流を支援すると同時に、新しい担い手の発掘から育成まで力を注ぐため、平成9年以降途絶えていたネーピア市への職員派遣を検討しています。



締結時代を経験した私世代の熱い思いをしつかりとパトントンタッチし、両市の末永い友好・発展のため、市が先頭に立ち、国際的な人材育成に向けたチャレンジをしてまいります。